【手数料を納付書で支払う場合】

火薬庫設置等（変更）許可申請について

１　火薬庫の構造や設備を変更するには許可が必要です。

　　火薬庫の構造若しくは設備を変更しようとする者は、変更の工事に着手する10日前までに都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、火薬庫の構造又は設備について、軽微な変更の工事をしようとするときは、軽微変更届を提出してください。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 火薬庫設置等許可申請書（様式第７） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え** | 1 | **右端の「納税証明書＜納付済証＞」の部分を申請書の裏側に貼り付ける。**  **（詳細は下記３を参照）** |
| 火薬庫工事設計明細書 | 1 |  |

３　手数料（鳥取県が発行する納付書で納付してください。）

○手数料：1件につき**8,300円**

○納付書の入手に当たっては、県ホームページ「火薬類関係の申請様式」から**「納付書送付依頼書」をダウンロードして記入の上、下記申請先にファクシミリ又はメール送信**ください。（折り返し郵送します。）

○県ホームページ「火薬類関係の申請書様式」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払いください。

○支払後の納付書の控えのうち、**右端の「納税証明書＜納付済証＞」を切り取って申請書の裏側に貼り付け**てください。

**＜注意事項＞**

・その年度に発行された納付書はその年度内（３月３１日まで）しか使用できません。

**４月１日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。

・納付書を送付するまで１週間程度を要する場合がありますので、お急ぎの場合はバーコード付き申請書（県ホームページ「火薬類関係の申請書」からダウンロードできます。）又は電子申請サービスを利用ください。

４　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３  　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９  　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第７（規則第１３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×審 査 結 果 |  |
| ×受　理　日 | 年　　月　　日 |
| ×許 可 番 号 |  |

火薬庫設置等許可申請書

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　称 |  |
| 事務所所在地(電話) |  |
| 職　　　　　　　　業 |  |
| (代表者) 住所氏名 |  |
| 火薬庫所在地(電話) |  |
| 火薬庫の種類及び棟数 |  |
| 貯蔵火薬類の種類及び  その最大貯蔵量 |  |
| 設備、移転、変更の別  （移転又は変更の場合にはその理由） |  |
| 備　　　　　　　 　考 |  |

　別紙添付書類　火薬庫工事設計明細書

　備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

　　　　２　×印の欄は、記載しないこと。

３　移転または変更の場合には、新旧を併記すること。

　　　　４　２級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。